

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和6年8月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	区は介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を下記の事務で取り扱う。 1.被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実について審査またはその届出に対する応答に関する事務 2.被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 3.介護給付、予防給付又は区特別給付の支給に関する事務 4.要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5.要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6.介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務 7.居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8.保険料滞納者に係る支払方法変更に関する事務 9.保険給付の支払いの一時差止めに関する事務 10.保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11.保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 12.資料の提供等の求めに関する事務
③システムの名称	総合保健福祉システム(介護保険)、システム共通基盤(団体内統合宛名)、中間サーバー、滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項別表項番100 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 1. 番号法 第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条表項番2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、81、83、86、87、108、115、125、128、144、161 (情報照会) 1. 番号法 第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条表項番131、132、133
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策経営部区民相談課行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部介護保険課 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月18日	I 関連情報 1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の概要	2.被保険者証又は認定証に関する事務	2.被保険者証、負担割合証又は認定証に関する 事務	事後	
平成28年5月18日	I 関連情報 7 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 請求先	政策経営部広報課行政情報グループ	政策経営部区民相談課行政情報グループ	事後	組織改正による
平成28年5月18日	II しきい値判断項目 1 対象 人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年5月18日	II しきい値判断項目 2 取扱 者数いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 1. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第7号 別表第二の1、2、 3、4、5、22、26、30、33、39、42、43、46、56- 2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、93、 94、95、97、109、117の項	1. 番号法 第19条第7号 別表第二の2、3、 5、6、8、11、17、22、26、42、43、56-2、61、 62、80、81、87、94、96、108、109、119の項	事前	
平成28年12月27日	I 関連情報 1. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7 号) 第1、2、3、4、5、6、19、25、30、32、33、43、 44、46、47、49条	2. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7 号) 第2、3、5、6、7、10、12-3、15、19、25、25-2、 30、32、33、43、43-2、44、47、48、55、55-2、 59-3条	事前	
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 1 対象 人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 2 取扱 者数いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月31日	I 関連情報 1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②シ ステムの名称	総合保健福祉システム(介護保険)、システム 共通基盤(団体内統合宛名)、中間サーバー	総合保健福祉システム(介護保険)、システム 共通基盤(団体内統合宛名)、中間サーバー、 滞納管理システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月3日	I 関連情報 1. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1. 番号法 第19条第7号 別表第二の2、3、5、6、8、11、17、22、26、42、43、56-2、61、62、80、81、87、94、96、108、109、119の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第2、3、5、6、7、10、12-3、15、19、22-2、24-2、25、25-2、30、31-2、32、33、43、43-2、44、46、47、48、49、55、55-2、59-3条	(情報提供) 1. 番号法 第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、39、42、43、56-2、58、61、62、80、81、87、90、94、96、108、109、119の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第2、3、5、6、7、10、12-3、15、19、22-2、24-2、25、25-2、30、31-2、32、33、43、43-2、44、46、47、48、49、55、55-2、59-3条	事後	
平成30年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	介護保険課長 松田 美穂	介護保険課長	事後	評価書様式変更による
平成30年7月3日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月3日	IIしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 1. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1. 番号法 第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、39、42、43、56-2、58、61、62、80、81、87、90、94、96、108、109、119の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第2、3、5、6、7、10、12-3、15、19、22-2、24-2、25、25-2、30、31-2、32、33、43、43-2、44、46、47、48、49、55、55-2、59-3条	(情報提供) 1. 番号法 第19条第7号 別表第二の2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56-2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、119の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第2、3、5、6、7、10、12-3、15、19、22-2、24-2、25、25-2、30、31-2、32、33、43、43-2、44、47、49、55、55-2、59-3条	事後	
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策		追加	事後	評価書様式変更による
令和2年1月7日	IIしきい値判断項目 3重大事故	発生なし	発生あり		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月7日	IV-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 3重大事故	発生あり	発生なし		
令和2年11月4日	IV-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年9月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		12.資料の提供等の求めに関する事務	事後	
令和3年9月17日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 別表第一の68項	1. 番号法 第9条第1項別表第一の68項	事後	
令和3年9月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 1. 番号法 第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、39、42、43、56-2、58、61、62、80、81、87、90、94、96、108、109、119の項	(情報提供) 1. 番号法 第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56-2、58、61、62、80、81、83、87、94、95、96、108、109、117、120の項	事後	
令和3年9月17日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月17日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携② 法令上の根拠	(情報照会) 1. 番号法 第19条第7号 別表第二の93、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第46、47条 (情報提供) 1. 番号法 第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56-2、58、61、62、80、81、83、87、94、95、96、108、109、117、120の項	(情報照会) 1. 番号法 第19条第8号 別表第二の93、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第46、47条 (情報提供) 1. 番号法 第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56-2、58、61、62、80、81、83、87、94、95、96、108、109、117、120の項	事後	
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年8月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項別表第一の68項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条	1. 番号法 第9条第1項別表項番100 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報照会)</p> <p>1. 番号法 第19条第7号 別表第二の93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第46、47条</p> <p>(情報提供)</p> <p>1. 番号法 第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56-2、58、61、62、80、81、83、87、94、95、96、108、109、117、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第2、3、5、6、7、10、12-3、15、19、22-2、24-2、25、25-2、30、31-2、32、33、43、43-2、44、47、49、55、55-2、59-3条</p>	<p>(情報提供)</p> <p>1. 番号法 第19条第8号</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条表 項番2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、81、83、86、87、108、115、125、128、144、161</p> <p>(情報照会)</p> <p>1. 番号法 第19条第8号</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条表項番131、132、133</p>	事後	
令和6年8月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	保健福祉部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	組織改正による
令和6年8月30日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する	保健福祉部介護保険課 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-	福祉部介護保険課 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-	事後	組織改正による
令和6年8月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年8月30日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	